

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第138号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第4項を次のように改める。

4 保健所の所長は、当該保健所の所管区域を所管する区役所の保健部長をもって充てる。

第2条に次の1項を加える。

5 保健所の次長、課長、担当課長、課長補佐、担当課長補佐、係長、担当係長及びその他の職員は、当該保健所の所管区域を所管する区役所の保健部のこれらの職に相当する職にある職員をもって充てる。

第6条健康づくり推進課の項第13号中「、結核」を削り、同項第39号を次のように改める。

(39) 感染症診査協議会（結核部会に限る。）に関すること。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)